

松戸市自動運転実証調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、当該業務委託に関して、専門的な知識・技術・経験を有する業者からの企画提案を受け、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最適な者を特定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

本業務は、松戸市地域公共交通計画の策定に向けた先行事業として実施するものであり、街づくりに必要不可欠な地域内の移動を安定・継続的に行えるよう、市街地など歩行者や他車両と混在する空間での、安全性及び交通に与える影響、地域の移動手段としての補完性、本市における実用性・社会的受容性を検証するため、今後の自動運転レベル4に向けた第1段階として自動運転レベル2での実証調査により実現可能性を検証することを目的とする。

3 公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

本業務は、自動運転車両を運行し、現状把握や、安全性・代替性・補完性・実用性・社会的受容性を検証することを目的としており、優先交渉権者の特定にあたっては、価格のみによる競争ではなく、安全性の確保や、実証エリア、運行パターン、走行ルート等の選定、スケジュール管理や関係機関との協議、自動運転実装を見据えた具体的な課題解決のため、高度な技術知識、ノウハウ、経験などを活用した優れた提案を広く受ける必要があることから、公募型プロポーザル方式によるものとする。

4 事業の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 委託名称 | 松戸市自動運転実証調査業務委託 |
| (2) 発注者 | 松戸市 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで |
| (5) 業務内容 | 「松戸市自動運転実証調査業務委託仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がある。 |

5 提案限度額

27,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

なお、本事業は国土交通省の補助制度を活用し実施するもので、採択状況により調整することがあります。

6 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。
- (6) 法人格を有し、令和 4・5 年度松戸市入札参加資格者名簿に登録されており、令和 6・7 年度松戸市入札参加資格者名簿に登録審査申請をしている者。または、以下の書類を提出する者。
 - ア 履歴事項全部証明書（法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの））
 - イ 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - ウ 直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (7) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 人口 20 万人以上の自治体において、過去 3 年以内に自動運転レベル 2 以上で国内の公道を走行した自動運転実証調査を複数回受託した実績があること。またそれに従事した事業責任者または担当者を当事業に従事させることができる者であること。
- (9) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われている者であること。

7 事業スケジュール（仮）

実施内容	期日等
① 公募開始	令和6年4月5日（金）
② 質問の受付期間	令和6年4月5日（金）～4月12日（金）
③ 市からの質問回答	令和6年4月5日（金）～4月17日（水）
④ 参加申込書提出期間	令和6年4月5日（金）～4月24日（水）
⑤ 参加資格確認結果の通知	令和6年4月30日（火）
⑥ 企画提案書提出期限	令和6年5月14日（火）
⑦ プレゼンテーション	令和6年5月29日（水）（予定）
⑧ 結果の公表	令和6年6月5日（水）（予定）
⑨ 契約手続き	令和6年7月上旬（予定）

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年4月5日（金）～4月24日（水）

(2) 配布方法

松戸市ホームページからダウンロード

〔松戸市ホームページ〕

<https://www.city.matsudo.chiba.jp//jigyosya/koubo/proposal/5022520240321165804160.html>

9 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年4月5日（金）～4月12日（金）

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、所定の質問書（様式第6号）に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、電話で確認を行うこと。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和6年4月5日（金）～令和6年4月17日（水）までに本市ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、上記受付期間内に随時松戸市ホームページへ回答を掲載する。また、評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加業者名、評価委員等）は受け付けない。

10 参加申込

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等をする。

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書(様式第1号)	
②	会社概要書(様式第2号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。
③	事業実績書(様式第4号)	人口20万人以上の自治体における、過去3年以内の業務実績(6.参加資格要件(8))に該当する実績)を記載すること。 なお、可能な範囲で業務実績の内容(成果物、仕様書等)が分かる資料を添付すること。
④	事業執行体制(様式第5号)	配置を予定しているスタッフ全てを記載すること。
⑤	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)(写し可)
⑥	納税証明書	国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がないことの証明書類(発効後3ヶ月以内のもの)(写し可) ※国税は納税証明書「その3の3」に限る。
⑦	松戸市入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、「6 参加資格要件(6)」に定める書類	
⑧	参加資格確認書(様式第7号)	

(2) 提出方法

持参または郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)により松戸市街づくり部交通政策課へ提出すること。

(3) 提出期限

令和6年4月24日(水)17時 ※郵送の場合は必着

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、令和6年4月30日(火)までに通知する。

11 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	提案書表紙（様式第3号）	
②	企画提案書（任意様式）	
③	見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載すること
④	事業実績書（様式第4号）	人口20万人以上の自治体における、過去3年以内の業務実績（6. 参加資格要件（8））に該当する実績）を記載すること
⑤	事業執行体制（様式第5号）	配置を予定しているスタッフ全てを記載すること

(2) 企画提案書（任意様式）

- ・別紙の仕様書をもとに、
 - ア 本事業の取組方針
 - イ 事業全体の実施体制・工程
 - ウ 本事業の取組にあたっての自社の強みやノウハウ
 - エ 本事業の取組内容（車両・システム・運行計画・安全対策・管理体制・緊急時対応・自動運転レベル2からレベル4の実装に向けた検討・調査及び分析の手法、スケジュール、その他提案事項）などについて、松戸市の現状や課題等を踏まえ、具体的に記載すること。
- ・企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
- ・その他、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(3) 提出方法

- ・持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により松戸市街づくり部交通政策課へ提出すること。
- ・正本（提出書類①～⑤を綴ったもの）を1部、副本（①～⑤を綴ったもの、写しても可）を11部提出すること。
- ・正本はA4版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。

- ・ 副本は、会社が特定される部分については、空欄もしくは黒塗りにすること。

(4) 提出期限

令和 6 年 5 月 14 日 (火) (※郵送の場合は必着)

※提出期間内であれば、再提出 (差替え含む) は可能とする。

12 書類選考について

- (1) 参加事業者が 6 者以上の場合は、書類選考を実施する。書類選考を通過した 5 者のみプレゼンテーションへ参加できるものとする。
- (2) 書類選考は、評価基準に基づき選考委員会において企画提案書の内容を書類審査し、上位 5 者を選考する。
- (3) 書類選考の結果は、応募した全ての業者に対し、参加申込書 (様式第 1 号様式) に記載された担当者の電子メール宛てに令和 6 年 5 月 22 日 (水) までに通知する。
- (4) 書類選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

13 選考委員会 (プレゼンテーション)

(1) 日時

令和 6 年 5 月 29 日 (水) (予定)

※実施の詳細については、各事業者に迫って連絡する。

(2) 場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1 事業者につき、プレゼンテーション 30 分以内 (準備時間等含む) とする。
程度とする。

(4) 実施内容

- ・ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、1 事業者 3 名以内とする。

(5) 会場設営

会場設営 (スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル設置を含む) については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続 (インターネット) 環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

14 事業者選定方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 選定は、松戸市が設置する松戸市自動運転実証調査業務委託事業者選考委員会において、下記評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒア

リング等により審査する。

- (3) 審査の結果、最高合計評価点を獲得した者を優先交渉事業者として選定する。
なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低い者を第1位として選定する。
ただし、選考委員会の合計得点が満点の6割未満である場合は、選定しないものとする。また、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

(4) 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実績	人口20万人以上の自治体における、過去3年以内に自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証調査での実施主体又は車両制御に関する業務実績の件数	20
業務実施体制	① オペレーター・遠隔監視者の配置や自動運転車両の維持管理、緊急時対応等、安全で安定した運行を考慮した体制となっているか ② 業務を進めるにあたり、本市の要望に柔軟に対応ができ、緊急時にも滞りなく業務を履行できることが期待できるか	35
業務全体の行程・フロー	本事業を遂行するために、適切な工程が設定されているか（運行準備、関係機関等調整、検証・報告に要する期間）	15
提案内容 【システム・車両】	① レベル4を見据えた実証実験のシステムや車両となっているか ② 社会受容性の観点から、適切な自動運転車両（自動運転車両の性能、デザイン、快適性等）の確保・提供が期待できるか	30
提案内容 【検証・課題抽出】	① 収集・報告するデータ（走行データ等）の調査項目が、レベル4自動運転に向けた課題抽出のための項目として具体的かつ適切であるか ② 自動運転に対する理解や自動運転の利用促進など、社会受容性の向上に係る取組みが具体的かつ適切であるか	40
見積金額	10×提案者中の最低見積価格／見積価格※小数点第2位以下は切り捨て	10
合計		150

15 選定結果の通知

選定結果は、選考委員会（プレゼンテーション）の参加事業者に対し、令和6年6月5日（水）（予定）までに郵送にて通知を行う。また、松戸市ホームページにも選定結果を公表する。

なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

16 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により本市職員及び本市関係者に本プロポー

- ザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
 - (3) 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合
 - (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - (6) 要件に適合しない提案の場合

17 契約に関する基本事項

- (1) 契約方法
契約は、優先交渉事業者とともに企画提案書等に基づき内容を確認の上、契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、優先交渉権者の次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約保証金
契約締結にあたっては、松戸市財務規則第 143 条第 1 項に従い、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、松戸市財務規則第 143 条第 3 項の規定による場合、保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約代金の支払い
契約代金の支払いについては、業務完了後に一括して支払うものとする。
- (4) 契約締結における個人情報の取り扱い
契約締結にあたっては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

18 その他

- (1) 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担すること。
- (4) 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。
- (6) 優先交渉事業者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と 1 者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に

盛り込まれるわけではないことに留意すること。

- (7) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、優先交渉事業者として適当でないと認められる場合には、優先交渉事業者と特定しないことがある。
- (8) 事業者の応募がない場合又は優先交渉事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- (9) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

19 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 松戸市街づくり部交通政策課交通計画班

Eメール mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp

住 所 〒271-0072 松戸市竹ヶ花 136-2

電 話 047-704-3996

F A X 047-704-4590